

北九州市告示第20号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年1月24日

北九州市長 武内和久

1 都市計画の種類

用途地域

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
門司区	青葉台、奥田二丁目、奥田四丁目、奥田五丁目、大久保三丁目、大字小森江、大字大里、大字田野浦、大字恒見、大字門司、上本町、吉志四丁目、吉志七丁目、旧門司一丁目、旧門司二丁目、清滝四丁目、清滝五丁目、清見二丁目、清見三丁目、清見四丁目、庄司町、白野江三丁目、寺内五丁目、新開、田野浦二丁目、田野浦三丁目、大里戸ノ上四丁目、大里桃山町、恒見町、鳴竹一丁目、鳴竹二丁目、長谷一丁目、長谷二丁目、西新町二丁目、畑田町、羽山二丁目、光町一丁目、光町二丁目、東門司二丁目、不老町一丁目、不老町二丁目、丸山一丁目及び柳町四丁目の各一部
小倉北区	赤坂四丁目、泉台四丁目、大字足原、大字富野、霧ヶ丘二丁目、小文字一丁目、小文字二丁目、須賀町、高尾二丁目、常盤町、富野台及び南丘三丁目の各一部
小倉南区	安部山、大字徳力、大字湯川、長行東一丁目、蒲生二丁目、葛原高松二丁目、志井三丁目、徳力七丁目及び湯川四丁目の各一部
若松区	赤島町、大谷町、大池町、大字小石、大字修多羅、大字畠田、大字藤木、小石本村町、小糸町、新大谷町、修多羅三丁目、童子丸町、童子丸二丁目、中畑町、白山三丁目、畠田一丁目、畠田二丁目、畑谷町、古前一丁目、古前二丁目、宮丸一丁目、山手町、山ノ堂町及び和田町の

	各一部
八幡東区	大平町、大蔵三丁目、大谷二丁目、大字大蔵、大字尾倉、大字小熊野、大字前田、勝山一丁目、勝山二丁目、神山町、清田一丁目、清田四丁目、景勝町、山路一丁目、山路二丁目、山路松尾町、末広町、槻田一丁目、中尾一丁目、中尾二丁目、中尾三丁目、西台良町、西丸山町、羽衣町、花尾町、東台良町、東丸山町、帆柱三丁目、帆柱四丁目、帆柱五丁目、松尾町及び豊町の各一部
八幡西区	石坂一丁目、石坂二丁目、市瀬二丁目、市瀬三丁目、大字小嶺、大字藤田、上上津役六丁目、小嶺三丁目、小嶺台一丁目、小嶺台三丁目、鳴水町、町上津役東三丁目及び元城町の各一部
戸畑区	牧山四丁目及び牧山五丁目の各一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市都市戦略局計画部都市計画課